

ご存知ですか

障害者差別解消法

4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を目的としています。同法により障害がある人への「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

＊「不当な差別的取り扱い」：正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をさします（例：障害があることを理由に、サービスの提供や入店を拒否する等）
 不当な差別的扱いは、国や市区町村等の行政機関だけでなく、会社やお店等の民間事業者でも禁止されます。

＊「合理的配慮の不提供」：障害がある方等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くため合理的配慮を行うことが求められます。配慮を行わないことで障害のある方の権利・利益が侵害される場合は、差別にあたります（例：車いすの方が段差を通過したり、乗り物に乗ったりする時の手助けをしない。筆談や読み上げの配慮をしない等）

障害者への合理的配慮については、国や市区町村等には法的な義務が生じますが、会社やお店等の民間事業者には努力義務となっています。

障害を理由とする差別にかかわる相談は、健康福祉課へ。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当

国民健康保険の届出をお忘れなく！

退職や就職に伴う健康保険の切替手続きは、会社等と役場の両方への届出が必要です。

国保の加入日は、会社等の健康保険の資格喪失日に遡ります。届出が遅れると、加入月に遡って保険税を納めることになりますので、一度に多額の負担をお願いすることになります。国保の脱退日も、会社等の健康保険の資格取得日に遡ります。届出が遅れると、国保でかかった医療費を後で返還いただくことがあります。保険税も二重に納めてしまうこともあります。忘れずに届出てください。

国保の届出は、会社等の健康保険の資格喪失（取得）日から14日以内をお願いします

例えばこんな時	手続方法
加入する時 ◆会社等を退職した時 ◆健康保険の任意継続が終了した時 ◆健康保険の被扶養者でなくなった時	①事業所・健康保険組合等から「健康保険資格喪失証明書（連絡票）」の交付を受ける（雇用保険の書類とは異なります）。 （「協会けんぽ」だった方は年金事務所から「健康保険資格喪失確認通知書」の交付を受けてもよい。） ②役場国民健康保険担当で国保の加入届を行う。 ≪必要なもの≫ ＊健康保険の資格喪失日が確認できるもの（上記①の書類） ＊印鑑（認印） ＊来庁される方の本人確認書類（運転免許証等顔写真付で公的機関発行のもの） ＊本人及び世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）
脱退する時 ◆会社等に就職した時 ◆健康保険の被扶養者になった時	①事業所・健康保険組合等から「健康保険被保険者証（保険証）」の交付を受ける。 ②役場国民健康保険担当で国保の喪失届を行う。 ≪必要なもの≫ ＊会社等の保険証と国保の保険証（両方とも）ご家族の保険証も忘れずに！ ＊印鑑（認印） ＊来庁される方の本人確認書類（運転免許証等顔写真付で公的機関発行のもの） ＊本人及び世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）

※届出を別世帯の家族等に依頼する時は「委任状」も必要です。

問合せ 町民課 国民健康保険担当

小川町国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

一般所得（住民税課税世帯）の方の入院時食事代は260円から360円に変更されました

問合せ 町民課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当

病気やけが等で入院した時の、入院時食事療養費の食事療養標準負担額（右表参照）が、今年4月1日から変更になりました。入院と在宅療養の負担の公平性を図るための改正であり、従来の食材料相当額に調理費相当額が加えられたものです。

ただし、低所得（住民税非課税世帯）の方について変更はありません。

難病、小児慢性特定疾病、また4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している方の標準負担額も260円に据え置かれます。

所得区分		食事療養標準負担額（1食あたり）	
住民税課税世帯（下記以外の方）		260円⇒360円	
住民税非課税世帯★	区分才低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
		過去12か月で90日を超える入院	160円
	低所得Ⅰ		100円

★住民税非課税世帯の方は、入院の際「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。ご希望の方は町民課（役場1階）に申請してください。

今年度の人間ドック助成

対象

- ①小川町国民健康保険に加入していて、平成29年3月末現在で40歳以上の方
- ②小川町で後期高齢者医療制度に加入している方

申込み

往復はがきによる申込みを予定しています。

＊広報5月号に助成の詳細を掲載します。

問合せ

- ◆健康福祉課 保健衛生担当 ☎74-2323
- ◆町民課 国民健康保険担当 後期高齢者医療担当

小川町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方へ 保養施設をご利用ください！

皆さんの健康保持と増進のため、ホテル・旅館等の契約保養施設の宿泊利用に対して助成しています。詳細は町民課で配布しているパンフレット・申込書でご確認ください。町HPにも掲載しています。

＊予算を超える申請があった場合は、受付を終了することがあります。
 対象 宿泊日現在、小川町国民健康保険または小川町で後期高齢者医療制度に加入している方

助成額 大人2,000円・小人（小学生まで）1,000円
 ＊1泊あたりの助成額です。
 ＊年度内1人2泊まで助成します。

注意事項 保険税（料）の納付が遅れている（世帯の）方は、利用できません。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 後期高齢者医療担当



学生の国民年金保険料免除制度

学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料納付が猶予される制度（学生納付特例制度）です。

対象 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程を持つ各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生の方

所得の目安 前年の所得 ≤ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

承認期間 4月（または20歳を迎える誕生日）から翌年3月

添付書類 在学期間がわかる在学証明書、または学生証の両面コピー

※学生納付特例の承認を受けた方には、次年度以降は「学生納付特例申請書」（はがき形式）が郵送されます。必要事項を記入し返送することにより、窓口での申請は不要となります。

問合せ ◆町民課 戸籍年金担当 ◆川越年金事務所 国民年金課 ☎049-242-2657